|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者に関すること | | |
| 1 | Q | 希望者の確認を取る必要がありますか？ |
| A | 希望者の確認が必要になります。同意書に本人または家族の署名していただき、事業所で保管してください。那覇市への提出は不要です。 |
| 2 | Q | 検査回数に制限はありますか？ |
| A | 検査は、お1人につき1回限りとなります。 |
| 3 | Q | 那覇市に住所のない方がいますが、受けられますか？ |
| A | 住所のある市町村で申請することになっています。住所のある市町村にお問い合わせください。 |
| 4 | Q | 那覇市に住所がありますが、那覇市外の通所事業所を利用しています。受けられますか？ |
| A | 原則事業者が申請を行いますが、市外の通所系サービス事業所利用者で検査を希望される方は、本市に個別で（検査対象者本人が）申請することも可能です。 |
| 5 | Q | 利用者が検査への理解、判断能力が乏しく、検査を希望するか判断が取り難い方についてはどうしたら良いですか？ |
| A | 検査の結果、陽性と判断された場合、保健所の指示により、入院等生活に制限を受けることになりますので、ご家族等に相談して判断してください。 |
| 6 | Q | 入所施設と通所系介護サービスが同じ建物で一緒になっている場合、施設入所者も検査対象者に含めてよろしいですか？ |
| A | ご質問のような場合でも、通所系介護サービスを利用している方であれば、検査対象者として申請可能です。 |
| 検査に関すること | | |
| 7 | Q | 検査はいつ頃から受けられますか？ |
| A | 検査開始は７月中を予定しており、準備が整いましたら申請のあった事業所へ案内します。 |
| 8 | Q | 検査の方法は？ |
| A | 唾液採取による検査となります。検査機関が指定する採取容器を配布しますので、それに唾液を入れて提出していただきます。 |
| 9 | Q | 検査を希望していた方が、発熱など自覚症状が疑われる場合、検査を受けさせて良いですか？ |
| A | すでに自覚症状が疑われる場合は、行政検査の対象となる可能性があります。  当事業での検査は行わず「新型コロナウイルス感染症相談窓口（コールセンター）にお問い合わせください。　TEL：098-866-2129 |
| 10 | Q | 検査容器はどこで受け取れますか？　また、検体採取時に必要と思われる手袋やマスクも準備していただけるのか？ |
| A | 検査容器は、那覇市役所1階16番窓口（琉球銀行横）にて、配布いたします。その際に配布するのは、検査容器と検体を収める専用袋（パウチ）のみとなっています。  その他必要な手袋等は、各事業所で準備お願いします。 |
| 11 | Q | 検体の提出方法は？ |
| A | 事業所でとりまとめ、指定する提出日に那覇市役所1階16番窓口（琉銀隣り）へ提出ください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 12 | Q | 検査機関への検体の提出について、利用者の来る日がまちまちで、一斉に検体採取ができないが、何回かに分けて提出しても良いのか？ |
| A | 採取日は分けても構いませんが、提出は指定日にまとめてお願い致します。その際は、保存方法にお気を付けください。 |
| 13 | Q | 検体の提出については、週に利用回数が少ない方で、指定された日での提出が難しい場合はどのようにすればよろしいですか？ |
| A | 原則は指定日での提出をお願いします。どうしても指定日での提出が困難な場合はご連絡ください。※必ずしもご希望に沿った日程変更が可能とは限りません。 |
| 14 | Q | 検査希望申請を行ったものの、体調不良や唾液の採取が困難などの理由で検体提出が厳しくなった場合、提出しないということも可能ですか？ |
| A | その場合は、やむを得ない事情により仕方がないものと考えております。 |
| 15 | Q | 検体の保存方法について、あらかじめ採取して保存する場合、どのようにしたら良いですか？ |
| A | 常温での保存は避け、なるべく温度の低い冷凍保存でお願いします。ただし、あまり保存日数が長くなると検査精度に影響を及ぼしかねないため、冷凍保存した場合でも採取日から3日以内を目安に提出してください。 |
| 16 | Q | 検査の結果は、いつ頃わかりますか？ |
| A | 検体提出後、2日か3日後を予定しています。 |
| 17 | Q | 検査の結果、陽性になった場合はどうしたらいいですか？ |
| A | かかりつけ医や検査機関の指定する医師等に診察を受けます。医師の発生届の提出にて保健所より入院や宿泊療養等の指示がありますので、それに従うようお願いします。 |

※Ｑ＆Ａは随時更新しますので、市ホームページで確認お願いします。